

備 考

1 大学又は現業庁の分は、本省にてとり纏めること

1-19

総発第391号 昭和24年7月11日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

工業化試験に関する特別融資について（申入）

産業を復興し輸出を促進することは現在最も緊急を要することありますが、そのためには工業技術水準を急速に向上することが必要あります。特に優秀な試験研究成果を生産に移行するための工業化試験の実施は最も緊要ですが、これに対する市中金融機関の融資は殆んど願みられない現状であります。従つて国家的緊要な工業化試験に対して、対日援助見返り資金のなかから融資することは現在極めて緊要でありかつ適切な措置であると考えますので、政府においては急速にこれが実現方を計られるよう希望します。

なお、右は本会議第7委員会（研究施設、教育施設の整備拡充に関する委員会）において慎重審議の結果議決されたものであり、第11委員会（経済9原則に即応する科学技術者の活用方策に関する委員会）もこれを支持していることを申し添えます。

添付資料「工業化試験への特別融資について」 省略

1-20

研發第306号の1 昭和24年7月26日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

試験研究機関の行政整理について（申入）

さきに、本会議第2回総会の決議に基き、試験研究機関の行政整理については、その機能を損傷しないように実施されたい旨、申し入れましたところ、本会議の主旨を探り入れられて定員法を制定されたことは、邦家のため喜びに堪えません。

しかるに、このたび定員法の実施に当たり、実際問題として通商産業省・農林省等においては、右の定員法の主旨に反して試験研究機関の人員整理が行われようとしていることをしばしば聞き、まことに遺憾に思います。

については、さきの本会議の申入れの主旨を各省に徹底され、試験研究機関の機能が損傷しないよう一層の御配慮をお願いします。

1-21

総発第427号 昭和24年8月4日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

昭和25年度の各省所管の研究費予算を本会議へ諮問することについて（勧告）

わが国における科学・試験研究費及び研究組織に関する当面の問題を審議するため、本会議第一

委員会（委員長 尾高朝雄）が設置されていることは、御了知の通りであります。

昭和24年度においては、本会議に対する政府の諮問は、文部省所管の研究費（科学研究費交付金・科学試験研究費補助・人文科学研究費補助等）だけについてであります。しかし、科学技術の振興方策を全般的に考えるためには、文部省所管のもののみに限らず各省関係の全般に亘り、広く審議する必要があり、日本学術会議法第4条第1号及び第2号は、かような考えに立脚するものと思われます。

については、昭和25年度の研究費予算を立案するに際しては、各省とも、予め本会議へ諮問するよう取り計らい下さい。

右日本学術会議法第5条によつて勧告します。

1-22

総発第438号 昭和24年8月10日

各大学長 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学における聴講・転学の自由について（申入）

大学において聴講・転学の自由を認めることは学術振興のために極めて有益であると思われます。大学において通則を作成される場合には、これらの自由を必要にして可能な限り原則として認めるよう配慮されることを希望します。

なお、このことは、4月28日本会議第3回総会において可決され、5月7日付で内閣総理大臣及び文部大臣あてに、大学法（仮称）作成の場合に考慮されるよう申し入れてあります。

1-23

総発第476号の1 昭和24年9月6日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

団体等規正令について（勧告）

政府は、近時団体等規正令を広い範囲に適用しようとしているように見えるが、学術団体に対して同政令を適用することは、同政令の本来の目的を逸脱し、学問研究の自由を害するおそれがある。学術の研究を目的とする団体に同政令を適用する場合には、極めて慎重な態度を探られるよう勧告する。

1-24

研発第394号の1 昭和24年9月6日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

法隆寺の修理工事について（申入）

法隆寺の火災により日本における最も貴重なる古文化資料の一つを失つたことは、国民の等しく責任を感じ遺憾とするところである。日本学術会議は学術資料保存の立場からこれを重視し、特別委員